

別表第1（第5条関係）

| 特に注意が必要な抑制区域 |
|---|
| (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する区域 |
| (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する区域 |
| (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の重要文化財、第93条第1項の埋蔵文化財包蔵地及び第109条第1項に規定する区域 |
| (4) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項及び第31条第1項に規定する区域 |
| (5) 滑川町文化財保護条例（昭和37年条例第23号）第6条第1項に規定する区域 |
| (6) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第28条第1号に規定する区域 |
| (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する区域 |

※抑制区域は、町内全域ですが特に注意が必要な区域としてこの表に掲げています。